



公益法人だより

H23. 3. 4 VOL. 4
鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況

平成22年度（12月以降開催分）

回数	開催日	審議	内容	法人名
第16回	H22. 12. 24	諮問	移行認定	(財) 鹿児島科学研究所
		答申	移行認定	(公財) 鹿児島県暴力追放運動推進センター (公財) サンケイ科学振興財団
第17回	H23. 1. 25	諮問	移行認定	(社) 大崎町シルバー人材センター (社) さつま町シルバー人材センター (社) 鹿児島県農業・農村振興協会
第18回	H23. 2. 17	答申	移行認定	(公社) 大崎町シルバー人材センター (公社) さつま町シルバー人材センター (公社) 鹿児島県農業・農村振興協会
			諮問	移行認定
		公益認定	(一社) 鹿児島県臨床工学技士会	
第19回	H23. 2. 18	諮問	移行認定	(財) 鹿児島県老人クラブ連合会 (社) 鹿屋市シルバー人材センター (社) 伊佐市シルバー人材センター (財) 鹿児島県栽培漁業協会 (財) 薩摩川内市民まちづくり公社

2 特例民法法人の移行等状況

●鹿児島県の状況（H23. 2. 28現在の答申数）

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
344	15	1	16	4.65 %

(※ 法人数 A は、平成21年4月1日現在の特例民法法人数（国からの移管を含む）)

●全国の状況（H23. 2. 28現在の答申数）

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	658	208	866	3.63 %

(※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

3 電子申請ID取得法人数

- ・ 移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

4 情報コーナー

(1) 移行申請スケジュールについて

公益法人制度改革に伴う、移行申請期間もあと2年8箇月となり、法人の皆様におかれましては、もう既に移行準備作業に着手されていることと思いますが、今回は具体的な移行スケジュール（案）を時系列に整理してみましたので、申請作業の参考にしてください。

スケジュールの策定によって



- ・ 役員や職員間で移行申請の共通理解が図れます。
- ・ どの時点で何を決めておく必要があるかを予め整理できます。
- ・ 理事会、評議員会、総会の決議を要する事項について、整理できます。
- ・ 進行管理がスムーズに行えます。

公益財団法人を目指す場合の移行スケジュール（案）

H22. 11	<p>理事会・評議員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新制度の概要説明 ・ 検討委員会の立上げを決議（移行方針等の検討） ・ 意見交換（目的、事業の状況、機関設計、財務状況等について現状把握し、問題点や改革方向を検討する。）
H23. 3	<p>理事会・評議員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討委員会の検討結果報告 ・ 基本方針（公益財団法人への移行、申請時期、移行登記予定日等）の決定
H23. 5	<p>理事会・評議員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更の案の概要説明 ・ 最初の評議員の選任方法（案）の決定 ⇨ 事前に主務官庁と連絡調整しておく （財団法人のみ） ※情報コーナー(2)参照 <p style="text-align: center;">↓</p>
H23. ○	<p>主務官庁に最初の評議員の選任方法（案）の認可申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p>
H23. ○	<p>認可された方法により最初の評議員を選任</p>

申請前作業

- ① 事業の種類及び区分の検討・整理
- ② ①に対応した収支予算書（予想正味財産増減計算書）及び予定貸借対照表の作成
- ③ 定款の変更の案の検討・作成
- ④ 会費規程、役員等報酬規程等、内部規程の検討・作成
- ⑤ 申請書及び添付書類の作成
- ⑥ 機関設計（移行後の代表理事、業務執行理事等） など

＜適宜、主務官庁と協議＞

H23. 8	<p>理事会，評議員会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更の案の決議（附則に代表理事，業務執行理事の氏名を記載） ・ 役員等の報酬規程，会員規程等の決議 ・ 移行後の代表理事等の決議 ・ 申請書及び添付書類確認 など
H23. 9	<p>行政庁（県庁所管課）へ申請書及び添付書類を提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>所管課にて，事前審査 （必要に応じて補正・修正）</p>
H23. 11	<p>事前審査終了後，電子申請実行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>所管課にて，電子データの確認 （必要に応じて，データの修正・申請書類等の差し替え）</p>
H23. 12	審議会での説明
H24. 3	認定書の受領
H24. 4	移行の登記及び登記完了届等を行政庁及び旧主務官庁へ提出

※ 上記のスケジュールは案であり，法人の規模や事業内容等の実態に合わせたスケジュール及び作業内容を策定してください。

(2) 特例財団法人における最初の評議員の選任について

財団法人において，適正な財団運営を確保するためには，広範で強い権限を付与されている評議員の人選が非常に重要になります。最初の評議員の選任方法については，公益インフォメーションの「よくある質問」の問Ⅱ－１－⑤にある，内閣府からの事務連絡などを参考にしてください。

5 お知らせ

<公益認定等委員会だよりについて>

内閣府の公益認定等委員会事務局より「公益認定等委員会だより（その5）」が発行されました。

法人のお悩みに合った申請サポートの紹介や，よくある誤解への回答などの情報が掲載されていますので，是非御覧ください。

（公益インフォメーションで閲覧することができます。）

<移行認定・認可申請書の記載例について>

公益インフォメーションのトップページにある「申請書類の記載例」の中に，移行認定と移行認可別に記載例が掲載されました。各申請書ごとに記載例がありますので，申請書作成の際に，是非お役立てください。

<動画による新制度の説明について>

公益インフォメーションのトップページに、新制度のポイントを動画により説明されたコンテンツが掲載されました。新制度を図解入りで分かりやすく説明された内容となっておりますので、移行申請手續の参考にしてください。

<公認会計士による財務に関する相談会について>

本年の2月から3月にかけて、30法人を対象として、公認会計士による財務相談会を実施しています。平成23年度も実施する予定としていますので、その際は、改めてお知らせいたします。